見守り新鮮情報

©Kurosaki Gen

大手通販サイトで電動アシスト自転車を購入。警察署の防犯登録に行ったところ、**原付バイク扱い**になると言われ**防犯登録できなかった**。原付になるなら**免許がない**ため乗ることができないので返品したい。　（60歳代）

道路交通法の基準不適合の電動アシスト自転車に注意

- 基準に適合していない電動アシスト自転車が、自転車として道路を通行できるかのようにインターネット通販等で販売されていることがあります。
- 電動アシスト自転車は道路交通法上の基準で、搭乗者がペダルをこがないと走行しない構造であること、人のこぐ力「1」に対するモーターによる補助力の比（アシスト比率）は、10km/h未満では最大「2」とすること、10km/h以上では走行速度が上がるにつれアシスト比率を徐々に減少させ、24km/hではアシスト比率は0になることなどが定められています。

ひとこと助言

- 電動アシスト自転車を購入する際は、型式認定の「TSマーク」や「BAAマーク」の有無を参考にし、基準に適合しているか確認しましょう。不明な場合は購入先や製造元等に問い合わせましょう。
- 基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を通行すると、法令違反となり運転者が罰則の対象となります。基準に適合していない、またはその可能性がある電動アシスト自転車については、強いアシスト力による事故のおそれもあるため、道路の通行は控え、購入先・製造元等に対応を確認しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第549号（2026年8月27日）発行：独立行政法人国民生活センター